

個人質問について

(総務部 総務課、環境経済部 企業誘致・経済振興課)

質問題名 顧問弁護士制度について

質問番号 No. 10-1-①~③

質問事項

質問議員名 田村 隆光

答弁者 総務部長

本市の顧問弁護士について、お答えします。

1点目の一つ目の顧問弁護士の人数と契約内容についてですが、現在本市が顧問弁護士をお願いしております色川法律事務所については、法人を中心とした民事全般を扱われる法律事務所で、様々な分野に精通した所属弁護士17名がおられます。また本市との顧問弁護士契約については、当該法律事務所との間での締結により、専属弁護士1名による月2回の本市への来庁派遣相談に加え、市から事務所へ出向いての法律相談を基本的にお願ひし、また緊急案件への対応のために電話・メールでも随時相談に対応いただいております。懸案事項については専属弁護士を通しながらも、当該法律事務所内において他の弁護士を交えご協議いただき、本市への適切な助言、相談をいただいております。また、顧問料として月額10万5千円と、月2回の派遣相談料として5万6千円となっています。

二つ目の顧問弁護士の在任年数についてですが、当該事務所との顧問弁護士契約については、本年3月末で丸2年となります。

三つ目の過去5年間の訴訟の実態と訴訟費用についてですが、顧問弁護士事務所及びその他関係所管独自の弁護士への依頼を含めると、本年2月までに弁護士への裁判費用が発生したものは、住宅明け渡し訴訟や企業貸付資金に関するもの等総額約730万円で、関係事件として5件でありました。

四つ目の弁護士を委員として委嘱している委員会等の数についてですが、本年度は栗東市土地開発公社経営検討委員会委員の1件であります。

五つ目の顧問弁護士による法律相談窓口についてですが、顧問弁護士相談は昨年度実績で、のべ48件の相談をお願いしております。相談案件については、特定分野に留まるものではなく、多岐に亘る行政諸課題への助言・相談となっております。

六つ目の本市職員における法曹有資格者の状況についてですが、現在のところ、おりません。

2点目のご質問の企業事業資金貸付金訴訟につきましては、一昨年5月に1回目の口頭弁論が行われ、その後6回の弁論準備手続が行われ、昨年3月に相手方の認諾により、裁判が終結いたしました。口頭弁論については原則として傍聴が可能です。弁論準備手続は原則非公開で行われるものです。この弁論準備手続内において認諾されたため、その過程は公開されておらず、議会説明会等で交渉経過等の必要な内容は説明しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3点目のご質問につきまして、現在の顧問弁護士には、課題・問題解決及び係争に至るまでの前段階におけるもの等についても、幅広く助言・相談をお願いしております。また、当該弁護士は、本市固有事務について助言をいただいたり、相談をさせていただいたりしており、本市の実状を十分把握・理解されておられることが本市にとっても大きな意義があると考えております。

また、ご質問にありました顧問弁護士以外の弁護士への依頼についてですが、専門性の観点から、それぞれの分野に精通した弁護士の選任を今後検討してまいります。